

歯科医師の資質向上を目指した臨床研修の必修化

及び

国家試験の実技能力判定の整備等に関する総合的研究

平成13年度厚生科学研究費補助金

(医療技術評価総合研究事業)

総括研究報告書

主任研究者 中原 泉

(財) 歯科医療研修振興財団

平成14年3月

厚生科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）

総括研究報告書

歯科医師の資質向上を目指した臨床研修の必修化及び国家試験の実技能力判定の整備等に関する総合的研究

主任研究者 中原 泉 （財）歯科医療研修振興財団専務理事

臨床研修の必修化の整備については、3年間の総仕上げとして調査し、分析、検討した結果から草案を作り、多くの施設からの参加者よる2回のワークショップでの作業で完成度を高めた。それを公開シンポジウムで提示し、いただいた意見を加味したものが、今回の報告書の内容となった。国家試験の実技能力判定の整備については、卒前臨床実習に関する実態調査とモデル試験を実施し、試験項目、方法、評価基準と判定方法を検討した。

臨床研修必修化

分担研究者	所属施設	職名
住友 雅人	日本歯科大学歯学部	教授
真柳 秀昭	東北大学大学院	教授
井上 宏	大阪歯科大学	教授
櫻井 薫	東京歯科大学	教授
吉澤 信夫	山形大学医学部	教授
岩久 正明	新潟大学大学院	教授
俣木 志朗	東京医科歯科大学大学院	教授
久光 久	昭和大学歯学部	教授

歯科医師国家試験

分担研究者	所属施設	職名
道 健一	昭和大学歯学部	教授
斎藤 毅	日本大学総合歯学 研究所	教授
川添 堯彬	大阪歯科大学	教授
花田 晃治	新潟大学大学院	教授

総括内容：それぞれの分担報告書をもって代用する

研究発表：本研究の要旨を以下の通り発表する予定である

1. 学会発表 第21回日本歯科医学教育学会

（於：神奈川）平成14年7月12,13日

2. 論文発表 日本歯科医学教育学会雑誌

第18巻、第1号、平成14年12月20日予定

目 次

総括研究報告書

歯科医師の資質向上を目指した臨床研修の必修化及び国家試験の実技能力判定の整備等
に関する総合的研究 主任研究者 中原 泉

それぞれの分担報告書を持って代用する。

分担研究報告書

1. 歯科医師臨床研修の実態調査 _____ A
2. 到達目標の見直しおよび標準プログラムの作成 _____ B
3. 臨床研修修了の評価基準・仕組みに関する研究 _____ C
4. 臨床研修施設の指定基準および第三者評価について _____ D
5. 卒前ファントム実習に関する実態調査 _____ E
6. 卒前臨床実習に関する実態調査 _____ F
7. とくに保存領域における実施試験モデル研究 _____ G
8. 歯内療法学における実技試験項目、評価基準と判定方法について _____ H

厚生科学研究研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）

分担研究報告書

＜歯科医師臨床研修の実態調査＞

1. 歯科大学・歯学部における臨床研修必修化に関する説明状況調査
2. 臨床研修カリキュラムワークショップ開催
3. 臨床研修指定基準・評価ワークショップ開催
4. 厚生科学研究事業公開シンポジウム（意見交換会）開催

分担研究者	住友雅人	日本歯科大学歯学部教授
	真柳秀昭	東北大学大学院歯学研究科教授
研究協力者	波多野尚樹	波多野歯科医院院長
	新谷明喜	日本歯科大学歯学部教授
	田中義弘	神戸市立中央市民病院歯科部長
	河合峰雄	神戸市立中央市民病院歯科医長

研究要旨

1. 歯科医師臨床研修制度必修化に関する各大学の対応を、アンケート調査によって把握した。
2. ワークショップを開催して、1年間の臨床研修のカリキュラムの試案を立案した。
3. ワークショップを開催して、現状の運用上の指定基準・評価について、問題点の抽出と改善策を構築した。
4. それぞれのワークショップでの討議によって作成した試案を公開シンポジウムで提示し、参加者からの意見を収集した。

以上のことより、必修化までに対応しておかなければならない制度運用上の改善点が明らかになった。

1. 歯科大学・歯学部における臨床研修必修化に関する説明状況調査

緒言

平成 18 年 4 月から歯科医師臨床研修が必修になることが平成 12 年 12 月 6 日に公布された。平成 18 年 3 月に卒業予定者、すなわち歯科医師臨床研修必修化の対象になる学生は平成 12 年 4 月の入学者である。現時点においては「1 年間の義務」となっていることから 7 年一貫教育ととらえる関係者も多く、それに応じたカリキュラムの導入が考慮されているとも聞く。臨床研修の必修化は教育機関のみならず、対象となる学生はもちろん、家族への影響も十分考えられる。そこでこの研究班では対象学年の学生への必修化の説明をどのような形で行っているかの現状をアンケート調査した。

調査方法

表 1 に示す調査表を平成 13 年 7 月 18 日に、国立 11 校、公立 1 校、私立 17 校の歯科大学・歯学部の学長、歯学部長宛に郵送した。回答率は 100% であった。

結果

調査結果は個々の機関によってさまざまであったので、国立・公立大学と私立大学とに分け、回答の文面をそのまま掲載する（表 2-1, 2-2）。「4. 平成 18 年 4 月に採用予定の研修医数」については、平成 14 年 2 月現在の入学定員との比較を示す（表 3-1, 3-2）。

考察

必修の法制化は平成 12 年 12 月 6 日に成立したために、平成 12 年度の入学の時点では必修化が決定していなかった。しかし、すでに平成 12 年度の入学の時点で多くの歯科大学・歯学部では必修化の説明がなされている。中にはその年の入学希望者に説明を行っている。確かに国会を通過する 1 年以上も前から厚生労働省の歯科保健課、(財) 歯科医師研修振興財団を中心として必修化の準備が進められていた。すでにその方向性が出ていたために、情報提供を行ったと理解している。

平成 13 年度の入学者に対しては、この時点においては必修の法制化がなされており、説明する必要があると考える。7 年一貫教育と位置づけている機関においては、父兄にも十分説明し、理解を求めておく必要がある。事実 8 校においては父兄に対する説明を実施していた。必修化の説明は入学直後のオリエンテーション（ガイダンス）で多く行われているが、入学式の当日実施されているところもある。父兄への説明を考えると適切な手段といえる。しかし少なくとも 13 年度入学者に対しては入学案内パンフレット、入試相談会、オープンキャンパスなど多くの方法を用いて臨床研修必修化についての説明がなされなければならない。厳密な意味で臨床研修制度は卒前教育とは直接的な関連はない。しかし、卒前教育が左右される国家試験が必修であるように、臨床研修制度も深く関わっている。歯科大学・歯学部に進む人たちはその 8 割が臨床歯科医師を目指しており、進路を決定する段階で制度正しい認識を持っている必要がある。平成 18 年 4 月時点での臨床研修医の予定定数については、各機関とも入学定員が目安になっているように思われる。

本来は、各大学病院で新規参入歯科医師を受け入れることができれば研修施設の確保が問

題になることはない。しかし、単に講堂を増やせば足りるものではなく、ハード、ソフト面で多くの拡充が必要とされる。特に問題になるのは研修医が担当する患者さんの確保である。したがって各大学での入学定員数と同数の受け入れは困難ではないかと思われる。ただし、1人でも多くの臨床研修医を受け入れられる体制の構築を期待する。そしてまた、入学定員数の研修医が受け入れられない大学・歯学部では入学志望者数の減少が予測される。

結語

アンケートの中でも指摘されているように、可及的早期に身分、処遇などをはじめとした臨床研修時の条件を明らかにして、多くの情報手段を用いて社会に知らせる必要がある。これは歯科の道を希望する者だけでなく、特に給与の財源の多くを国家に期待するのであり、国民全体に情報提供を行い支持を求めることが重要である。

謝辞

ご協力いただきました大学関係者に厚くお礼申し上げます。

表1 -調査表-

歯科医師臨床研修必修化が平成12年12月6日に制定され、平成18年4月実施となりました。その対象者は平成12年4月入学生からになりますが、この必修化に関し次の項目について（説明方法・内容・対象者など具体的な内容）ご回答を、8月31日までに下さるようお願いします。

【調査項目】

1. 平成12年4月入学者への説明

2. 平成13年4月入学者への説明

3. 平成14年度以降の入学者に対する説明予定

4. 平成18年4月に採用予定の研修医数：_____名

5. 1～4に関するご意見がございましたらお書きください。

※返信用封筒にてご返送下さい。

平成____年____月____日

大学名：_____所属名：_____記入者名：_____

表 2 - 1 歯科医師臨床研修アンケート調査 (国立大)

項目 1 : 平成 12 年 4 月入学者への説明

- ・ 2 年次前期から後期への進級判定に合格した者に対して行う。平成 13 年度 10 月進級生オリエンテーションにおいて、平成 18 年度からの卒後臨床研修の必修化と鹿児島大学歯学部附属病院における卒後臨床研修システムについて説明する。

[鹿児島大学]

- ・ 説明方法 : 1. パンフレット (オープンキャンパス)
2. パンフレット (新入学オリエンテーション)

- ・ 対象者 : 1. 平成 12 年度入学希望者
2. 平成 12 年度 4 月入学者

- ・ 内容 : 1. 広島大学歯学部の概要
2. 広島大学歯学部の概要と研修医制度

[広島大学]

- ・ 平成 12 年度入学者に対しては、同年 5 月に実施し全員が参加した合宿研修において学部卒業後の進路として大学院進学と合わせて説明した。その中では、現在実施している卒後臨床研修の形態、到達目標を説明した。また個別の質問に対しては当日参加した 1 年目の研修医ならびに大学院 1 年生が答える形式をとった。

[大阪大学]

- ・ 全歯学部新入生 (60 名) を対象に、4 月初旬に開催された「歯学部オリエンテーション」において、研究科長 (歯学部長) がこの件について口頭で説明した。説明の内容は平成 18 年から卒直後の臨床研修が義務化 (必修化) されたことについての簡単な説明であった。

[東北大学]

- ・ 特に行っていない

[東京医科歯科大学]

- ・ 特になし

[長崎大学]

- ・ なし

[岡山大学]

- ・ 入学式直後の新入生オリエンテーションの際、口頭により教務委員長及びクラス担任から新入生に対する諸事項の説明の一部として実施時期等、必修化の概略を説明した。

[徳島大学]

- ・ 新入生ガイダンス時 (入学式の翌日) において、学務委員長から説明。

[新潟大学]

- ・ していない

[九州大学]

- ・新入生合宿（オリエンテーション）の際、全員に説明した。内容については、詳細には説明していない。

[北海道大学]

項目2：平成13年4月入学者への説明

- ・2年次前期から後期への進級判定に合格した者に対して行う。平成14年度10月進級生オリエンテーションにおいて、平成18年度からの卒後臨床研修の必修化と鹿児島大学歯学部附属病院における卒後臨床研修システムについて説明する。

[鹿児島大学]

- ・説明方法：1. パンフレット（オープンキャンパス）
2. パンフレット（新入学オリエンテーション）
- ・対象者：1. 平成13年度入学希望者
2. 平成13年度4月入学者
- ・内容：1. 広島大学歯学部の概要
2. 広島大学歯学部の概要と研修医制度

[広島大学]

- ・平成13年5月19日と20日との2日間にわたり実施した平成13年度新入生合宿研修（全員参加）において、教務委員長が歯学部の課程および卒業後の進路を説明とした中で、現行の研修医制度および平成18年度から予定されている臨床研修必修化について説明した。

[大阪大学]

- ・全歯学部新入生（60名）を対象に、4月初旬に開催された「歯学部オリエンテーション」において、研究科長（歯学部長）がこの件について口頭で説明した。説明の内容は平成18年から卒直後の臨床研修が義務化（必修化）されたことについての簡単な説明であった。

[東北大学]

- ・特に行っていない

[東京医科歯科大学]

- ・特になし

[長崎大学]

- ・なし

[岡山大学]

- ・12年度と同様に説明を行った。

[徳島大学]

- ・新入生ガイダンス時（入学式の翌日）において、学務委員長から説明

[新潟大学]

- ・していない

[九州大学]

- ・新入生合宿（オリエンテーション）及び「歯科学概論」の講義の際に全員に口頭で簡単に説明した。

[北海道大学]

項目3：平成14年度以降の入学に対する説明予定

- ・新入生オリエンテーションにおいて、平成18年度からの卒後臨床研修の必修化と鹿児島大学歯学部附属病院における卒後臨床研修システムについて説明する。

[鹿児島大学]

- ・説明方法：1. パンフレット（オープンキャンパス）
2. パンフレット（新入学オリエンテーション）
- ・対象者：1. 平成14年度入学希望者
2. 平成14年度4月入学者
- ・内容：1. 広島大学の概要
2. 広島大学歯学部の概要と研修医制度

[広島大学]

- ・平成13年度と類似した方法を予定している。

[大阪大学]

- ・平成12年、13年における説明と大きく異なることはないと思うが、毎年4月中旬に開催している「歯学部新入生合宿研修」等を利用してなるべく早い時期に「臨床研修の必修化」、「本学の臨床研修の内容、方法」等について、すこし詳細に説明したいと考えている。

[東北大学]

- ・新入生郊外オリエンテーションにおいて説明予定

[東京医科歯科大学]

- ・本年度より minimum requirement に準ずるべく、システム（ローテート方式など）を変更する予定であるので、確定次第、学生に対し説明会を催す予定。

[長崎大学]

- ・検討中

[岡山大学]

- ・引き続き新入生オリエンテーションにおいて、より具体的に説明を行う予定である。

[徳島大学]

- ・新入生ガイダンス時（入学式の翌日）において、学務委員長から説明。

[新潟大学]

- ・オリエンテーションの場で学部長が伝える。

[九州大学]

- ・あらゆる機会（講義、オリエンテーション、ガイダンス等）を利用してスライド等で

説明する予定である。

[北海道大学]

項目4：平成18年4月に採用予定の研修医数

- ・60名
- ・60名
- ・未定
- ・50名
- ・65名
- ・60～80名
- ・検討中
- ・60名
- ・現段階では不明
- ・60名
- ・40～50名

[鹿児島大学]

[広島大学]

[大阪大学]

[東北大学]

[東京医科歯科大学]

[長崎大学]

[岡山大学]

[徳島大学]

[新潟大学]

[九州大学]

[北海道大学]

項目5：1～4に関するご意見がございましたらお書きください

歯科医師臨床研修アンケート調査（公立大）

項目1：平成12年4月入学者への説明

- ・入学式の祝辞及び終了後、父兄等に必修化が予定されている旨話をした。

[九州歯科大学]

項目2：平成13年4月入学者への説明

- ・1) 入学式終了後に開かれたオリエンテーションの時に、新入生には歯科医師臨床研修必修化について口頭で説明した。内容に関しては、スケジュールを中心に概要を話す程度にとどめた。
- ・2) さらに、入学式狩猟後の父兄懇談会においても、平成18年に向けての本学の取り組みを説明した。

[九州歯科大学]

項目3：平成14年度以降の入学者に対する説明予定

- ・平成13年度になって決定した事項を加味して、平成13年度と同様、入学式終了後に新入生および父兄に説明する予定である。

[九州歯科大学]

項目4：平成18年4月に採用予定の研修医数

- ・不明

[九州歯科大学]

項目5：1～4に関するご意見がございましたらお書きください

- ・項目4については本学卒業生全員が本学なのか、他大学へ行くのか、来るか決定していないため不明とした。

[九州歯科大学]

表 2 - 2 歯科医師臨床研修アンケート調査（私立大）

項目 1：平成 12 年 4 月入学者への説明

- ・説明方法：歯学部新 1 年生の全体講義において歯学部長・歯科医師臨床研修科科長が説明。
- ・内容（実施済）：当該制度法制化の概要。対象者が歯学部新 1 年生であることの通達。（後年、登院時期前後に法的研修義務化・本院の研修体制について詳細を説明予定）

- ・対象者：歯学部新 1 年生全員。

[北海道医療大学]

- ・父兄へ各子弟の学業成績を送る際「平成 18 年度以降、歯科医師臨床研修が必修化される」旨の文書を、学長名で送付し、さらに父兄後援会支部懇談会でも同じ主旨のことを説明。

学生本人には夏休み後に説明予定。

[福岡歯科大学]

- ・オリエンテーション等にて臨床研修医制度についての説明は行っているが、詳細に至るまでの説明は実施していない。

[朝日大学]

- ・歯学概論の講義のなかで説明。

[明海大学]

- ・特に行っていない

[奥羽大学]

- ・新入生オリエンテーションの時に、新入生と父兄と別々に説明。詳細は父兄会だよりという広報で説明。

[東京歯科大学]

- ・行ってはいないが、早い時期に研修体制、プログラムおよび必修化の意味などを説明する予定である。

[昭和大学]

- ・臨床研修必修化に関する説明は、学部開講式（入学式に相当）において、学生ならびに保護者に対し学部長が式辞の中で説明している。その内容は、まず必修化の目的があくまでも歯科医療の質の担保と向上という視点で法制化されるということであり、6 年間の卒前教育が諸般の事情、例えば国試対策で時間が不足するので、7 年目まで引き延ばして教育するというのではないということ。また、医療法の改正が行われると、将来開業するときには診療所開設の届け出をする際、臨床研修を受けていない場合は開業を許可制にし、管理者は臨床研修を終了した医師でなければならないこと。すなわち、雇われることはできても管理者にはなれないことについて説明している。研修医の手当てについては、現在努力目標ということで本学部では月額 1 万円支給している

が、しかし義務化に伴い今後充実されるであろう。従って、今のところ問題点は幾つかあるものの、将来解決されるはずであり、不安を抱かないでいただきたい。

[日本大学松戸歯学部]

- ・ 新入生オリエンテーションや各学年のガイダンス時に、進路説明の一環として、クラス主任および学生部長から『臨床研修の必修化』についてはすでに告知をしており、その目的等について口頭による説明を行っている。

[日本歯科大学]

- ・ 本学部『学生便覧』による。
- ・ 歯科医師法（抜粋）における第16条の2における説明において。
- ・ 対象者：入学者ならびに父兄など保証人
- ・ 入学直後のオリエンテーション時
- ・ 入学1週間後から開始の『病院見学』時

[日本歯科大学新潟歯学部]

- ・ 4月上旬に実施の新入生ガイダンスにおいて、本学授業カリキュラムの内容と併せて、歯科医師臨床研修必修化の説明を行いました。

[神奈川歯科大学]

- ・ 入学式当日に歯学部長より新入生および父母に対し、現行の研修制度と平成18年4月からの研修制度について説明。

[鶴見大学]

- ・ 臨床研修必修化については、臨床研修の場が本学に限られるものではなく全国にわたるものという理由で、本学ではとくに入学者全員に対しては説明をしていない様ですが、入学以前の入試ガイダンス、体験入学等の際には詳細を説明して参りました。

[松本歯科大学]

- ・ 新2年生のオリエンテーション（3月29日実施）において説明した。

[愛知学院大学]

- ・ 学年指導教授による説明会。

[大阪歯科大学]

- ・ 新入生オリエンテーションにおいて病院長から歯科医師臨床研修制度の動向について説明を行った。

[岩手医科大学]

- ・ 平成13年1月の医療人間科学の授業の際、第1学年を対象に「歯科医師の1年以上の臨床研修」が、従来の努力業務規程から必修化される旨を歯科医師法の一部改正条文を基に説明した。
- ・ 平成13年4月実施の第2学年ガイダンスにおいて、上記と同様に説明した。
- ・ 第5学年進級時のガイダンス及び第6学年の進路説明会でも再度説明予定。

[日本大学]

項目2：平成13年4月入学者への説明

- ・説明方法：歯学部新1年生の全体講義において、歯学部長・歯科医師臨床研修科科が説明。
- ・内容（実施済）：当該制度法制化の概要。今後は全ての歯学部入学者に研修義務があることを通達。必須研修となることの説明。研修を受けなかった場合の歯科医師としての立場。（後年、登院時期前後に法的研修義務化・本院の研修体制について詳細を説明予定）
- ・対象者：歯学部新1年生全員。

[北海道医療大学]

- ・父兄へ各子弟の学業成績を送る際「平成18年度以降、歯科医師臨床研修が必修化される」旨の文書を、学長名で送付し、さらに父兄後援会支部懇談会でも同じ主旨のことを説明。

学生本人には夏休み後に説明予定。

[福岡歯科大学]

- ・オリエンテーション等にて臨床研修医制度についての説明は行っているが、詳細に至るまでの説明は実施していない。

[朝日大学]

- ・歯学概論の講義のなかで説明。

[明海大学]

- ・臨床研修必修化に関する歯科医師法の改正の概要について、入学者に対しては入学直後のガイダンスにおいて、父兄に対しては5月12日開催の父兄会総会において、それぞれ口頭にて説明を行った。

[奥羽大学]

- ・新入生オリエンテーションの時に、新入生と父兄と別々に説明。詳細は父兄会だよりという広報で説明。

[東京歯科大学]

- ・行っていないが、平成14年4月のオリエンテーションで行う予定。
内容：研修制度、必修化の意味。当大学での研修体制、研修プログラムなど。

[昭和大学]

- ・平成12年度と同様に、学部開講式において学部長から説明があった。平成12年度と異なる点は、完全複合方式による研修となることの説明が加わった。平成13年度現在、従たる施設は20施設を数え、本年度より原則的に全研修医の従たる施設での研修を実施する。そこで、1年間の臨床研修のうち、4ヶ月間にわたり従たる施設で研修する。主たる施設でまず初期研修を行い、患者さんの配当を受け、さらに症例検討会で治療計画を発表した後、前期学外研修グループ（7月から）と後期学外研修グループ（11月から）の2つのグループに分かれ、それぞれ主と従の施設で研修を行う。さらに研修終了時には症例報告を義務付けていることを説明した。

[日本大学松戸歯学部]

- ・ 新入生オリエンテーションや各学年のガイダンス時に、進路説明の一環として、クラス主任および学生部長から『臨床研修の必修化』についてはすでに告知をしており、その目的等について口頭による説明を行っている。

[日本歯科大学]

- ・ 本学部『学生便覧』による。
- ・ 歯科医師法（抜粋）における第16条の2における説明において
- ・ 対象者：入学者ならびに父兄など保証人
- ・ 入学直後のオリエンテーション時
- ・ 入学後1週間後から開始の『病院見学』時

[日本歯科大学新潟歯学部]

- ・ 4月常住の実施の新入生ガイダンスにおいて、本学授業カリキュラムの内容と併せて、歯科医師臨床研修必修化の説明を行いました。

[神奈川歯科大学]

- ・ 入学式当日に歯学部長より、新入生および父母に対し、現行の研修制度と平成18年4月からの研修制度について説明。

[鶴見大学]

- ・ 臨床研修必修化については、臨床研修の場が本学に限られるものではなく全国にわたるものという理由で、本学ではとくに入学者全員に対しては説明をしていない様ですが、入学以前の入試ガイダンス、体験入学等の際には詳細を説明して参りました。

[松本歯科大学]

- ・ 新入生の1泊研修会（4月7～8日実施）において説明した。

[愛知学院大学]

- ・ 学年指導教授による入学時ガイダンスにおいて説明。

[大阪歯科大学]

- ・ 新入生オリエンテーションにおいて病院長から説明を行った。

[岩手医科大学]

- ・ 平成13年4月実施の新入生ガイダンスにおいて、「歯科医師の1年以上の臨床研修」が、従前の努力義務規程から必修化される旨を歯科医師法の一部改正条文を基に説明した。
- ・ 第5学年進級時のガイダンス及び第6学年の進路説明会でも再度説明予定。

[日本大学]

項目3：平成14年度以降の入学者に対する説明予定

- ・ 説明方法：歯学部新1年生の全体公儀に於いて、歯学部長・歯科医師臨床研修科科長が説明。
- ・ 内容：当該制度法制化の概要。今後は全ての歯学部入学者に研修義務があることを通

達。必須研修となることの説明。研修を受けなかった場合の歯科医師としての立場。(後年、登院時期前後に法的研修義務化・本院の研修体制について詳細を説明予定)

- ・対象者：歯学部1年生全員。

[北海道医療大学]

- ・学生本人には入学式後の説明会で説明予定。父兄には1と同様の方法で伝達する予定。

[福岡歯科大学]

- ・1年次対象のオリエンテーションあるいは教育後援会にて詳細を説明する予定である。資料配布及び口頭説明により実施する予定である。

[朝日大学]

- ・説明を予定している。

[明海大学]

- ・平成13年同様の説明を行う予定である。

[奥羽大学]

- ・新入生オリエンテーションの時に、新入生と父兄と別々に説明。詳細は父兄会だよりという広報で説明。本学は各学年に学年主任が配置され、適宜説明を行う。

[東京歯科大学]

- ・行う予定。(入学時のオリエンテーションの際に行う。)

内容：研修制度、必修化の意味。当大学での臨床研修体制、研修プログラム等。

[昭和大学]

- ・平成14年度以降も、平成12年ならびに平成13年度と同様に開講式にて、卒後臨床研修の目的、研修状況ならびに手当等について、また臨床研修の現状と将来について、その時点で明らかになった事柄を追加説明する予定である。さらに平成13年度に行う予定である学生意識調査アンケートの結果を踏まえて、臨床研修義務化に対する学生の意見や疑問、学部ならびに指導医の対応および改善点について説明する予定である。

[日本大学松戸歯学部]

- ・入試相談会の段階から受験生に対し、臨床研修の概要について口頭による説明を行っており、入学後も従前のおり進路説明等で触れる予定である。

[日本歯科大学]

- ・本学部『学生便覧』による。

- ・歯科医師法(抜粋)における第16条の2における説明において

- ・対象者：入学者ならびの父兄などの保証人

- ・入学直後のオリエンテーション時

- ・入学1週間後から開始の『病院見学』時

[日本歯科大学新潟歯学部]

- ・現在のところ未定です。

[神奈川歯科大学]

- ・入学式当日に、歯学部長より、新入生および父母に対し、現行の研修制度と平成18年4月からの研修制度について説明。

[鶴見大学]

- ・従来と同様に入学以前に説明を行うと同時に、入学者に対しても年初のオリエンテーションにおいて全員に通知させる予定です。

[松本歯科大学]

- ・新入生の1泊研修会において説明予定である。

[愛知学院大学]

- ・入学時の授業ガイダンス時に説明。

[大阪歯科大学]

- ・行う予定。

[岩手医科大学]

- ・新入生ガイダンスにおいて第1学年を対象に説明予定。

- ・第5学年進級時のガイダンス及び第6学年の進路説明会でも説明予定。

[日本大学]

項目4：平成18年4月に採用予定の研修医数

- ・80名

[北海道医療大学]

- ・約80名

[福岡歯科大学]

- ・115名

[朝日大学]

- ・45名前後

[明海大学]

- ・未定

[奥羽大学]

- ・130名

[東京歯科大学]

- ・95名

[昭和大学]

- ・128名

[日本大学松戸歯学部]

- ・128名程度

[日本歯科大学]

- ・100名

[日本歯科大学新潟歯学部]

- ・100名

[神奈川歯科大学]

- ・100名

[鶴見大学]

- ・90名

[松本歯科大学]

- ・100名

[愛知学院大学]

- ・120名

[大阪歯科大学]

- ・64名

[岩手医科大学]

- ・130名（卒業した歯科医師国家試験の合格者全員）

[日本大学]

項目5：1～4に関するご意見がございましたらお書きください

- ・歯科医師臨床研修に関する国民ならびに地域社会への理解と協力を得るため、歯科大

学・歯学部への努力はもちろんであるが、厚生労働省、歯科医師会および研修財団の更なる啓蒙活動が必要である。研修指導医の育成ならびに処遇は、研修医の処遇と合わせ歯科医師臨床研修の生命線であり、主ならびに従たる施設の拡充にも大きく影響する。歯科医師本位ではなく、患者本位の歯科医師臨床研修であることを広く国民に納得していただくことが、より良い歯科医師育成に不可欠である。

[日本大学松戸歯学部]

- ・ 歯科医師法の一部改正が制定されたので、その条文を基にした説明を対象学生に行っているが、その施行に伴う情報や詳細（研修期間中の身分や給与、それに対する国からの補填、臨床研修をしなかった場合の罰則等）を早く報せて頂きたい。学生にとっては大きな変更ですから、早く臨床研修の必修化に伴う詳細情報を報せる必要があると思います。

[日本大学]